平成 26 年 7 月 8 日

第 12712 号(火曜日)

每週2回 火曜 金曜発行

目 次

示 告

○一般競争入札の落札者等

○救急病院の認定

○海岸保全区域の指定

○県道の区域の変更

○県道の供用の開始

1

2

2

(管 財 課) (地域医療推進室) 1

(農業基盤課)

(道路整備課)

(同) 2 公

○大規模小売店舗の新設の届出の公告 (経営支援課)

○大規模小売店舗の変更の届出の公告 (同)

監査委員

○定期監査結果公表

4

3

4

告

示

石川県告示第316号

WTO(世界貿易機関)に基づく政府調達に関する協定(平成7年条約第23号)の適用を受ける特定調達契約につ き、一般競争入札の落札者を決定したので、次のとおり落札者等について告示する。

平成26年7月8日

石川県知事 谷 本 憲 正

- 1 落札に係る物品等の名称、数量及び調達方法 非常用発電装置 一式 購入
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 石川県総務部管財課 金沢市鞍月1丁目1番地
- 3 落札者を決定した日 平成26年5月13日
- 4 落札者の名称及び所在地 日立アロカメディカル株式会社 東京都三鷹市牟礼6丁目22番1号
- 5 落札金額 85, 212, 000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
 - 一般競争入札
- 7 一般競争入札の公告を行った日 平成26年4月1日

石川県告示第317号

救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)第1条第1項の規定により、救急病院として次のとおり認定

平成26年7月8日

石川県知事 谷 本 正 憲

名 称	所 在 地	認定年月日	認定の有効期限
藤井脳神経外科病院	金沢市古府1丁目150番地	平成26年 6 月25日	平成29年6月24日

石川県告示第318号

海岸法(昭和31年法律第101号)第3条第1項の規定により、海岸保全区域を次のとおり指定する。 平成26年7月8日

石川県知事 谷 本 正 憲

沿岸名 能登半島沿岸

海 岸 名 中島海岸

所 在 地 石川県七尾市

指定延長 879メートル

陸 域 幅 10メートル

海 域 幅 30メートル

地区名	区	間	7元 目	E 0 == + 14	
	起点	終点	延 長	点 の 所 在 地	
中島	点35号-1		484m	七尾市中島町中島拓57番地先	
		点35号-2	484III	七尾市中島町中島拓58番地先	
筆 染	点39号-1		205	七尾市中島町筆染拓46番地先	
		点39号-2	395m	七尾市中島町筆染拓47番地先	

付記 海岸保全区域平面図閲覧箇所

- 1 金沢市鞍月1丁目1番地 石川県農林水産部農業基盤課
- 2 七尾市小島町二部33番地 石川県中能登農林総合事務所

石川県告示第319号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、次のとおり県道の区域を変更する。 なお、その関係図面は、平成26年7月8日から同月22日まで縦覧に供する。

平成26年7月8日

石川県知事 谷 本 正 憲

路線名			道	5	各	0	区	域		関係図面の
始 禄 名	変	更	の	区	間		旧新別	敷地の幅員(m)	延長(m)	縦覧場所
取 2 士 五 2 2 2	下記区間を道路区域から除外する。									県央土木
野々市西金沢	金沢市押野	二丁目	262番 4	地先对	から			2 00 - 15 00	970 6	総合事務所
停車場線	金沢市西金	沢一丁	目82番	2 地先	まで			3.80~15.90 279.6		維持管理課
人 海美田 小 <u>奶</u> 纳	金沢市神田	一丁目	358番 1	地先7	から		旧	28.00~31.70	32.6	
金沢美川小松線	金沢市神田	二丁目	75番 5	地先ま	で		新	28.00~33.00	32. 6	"

石川県告示第320号

次のとおり県道の供用を開始するので、道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、告示する。 なお、その関係図面は、平成26年7月8日から同月22日まで縦覧に供する。

平成26年7月8日

石川県知事 谷 本 正 憲

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日	関係図面の 縦 覧 場 所
野々市西金沢 停 車 場 線	金沢市押野二丁目264番6地先から 金沢市西金沢一丁目92番2地先まで	平成 26 年 7 月 8 日	県 央 土 木 総合事務所 維持管理課

II.	金沢市西金沢一丁目88番4地先から 金沢市西金沢一丁目87番1地先まで	n n	n	ř
金沢美川小松線	金沢市神田一丁目358番1地先から	"	п	
並似天川小仏脉	金沢市神田二丁目75番5地先まで	"	"	

公 告

大規模小売店舗の新設の届出の公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第5条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗を新設する旨の届出があった。

なお、法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、県に対し、意見書の提出により意見を述べることができる。

平成26年7月8日

石川県知事 谷 本 正 憲

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地 クスリのアオキ御経塚あやめ店 野々市市御経塚3丁目130番ほか11筆
- 2 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法 人にあっては代表者の氏名
 - (1) 大規模小売店舗を設置する者 株式会社クスリのアオキ 代表取締役 青木 宏憲 白山市松本町2512番地
- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者 株式会社クスリのアオキ 代表取締役 青木 宏憲 白山市松本町2512番地
- 3 大規模小売店舗の新設をする日 平成27年3月1日
- 4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計 1,256平方メートル
- 5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
- (1) 駐車場の位置及び収容台数 位置 縦覧による。 収容台数 47台
- (2) 駐輪場の位置及び収容台数 位置 縦覧による。

収容台数 18台

- (3) 荷さばき施設の位置及び面積
 - 位置縦覧による。

面積 68平方メートル

(4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

位置 縦覧による。

容量 18立方メートル

- 6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
- (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻 午前9時から翌日の午前0時まで
- (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前8時30分から翌日の午前0時30分まで

(3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

出入口の数 3箇所

位置 縦覧による。

(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯午前6時から午後10時まで

7 届出年月日

平成26年6月27日

8 届出等の縦覧場所

石川県商工労働部経営支援課、石川県行政情報サービスセンター及び野々市市産業建設部産業振興課

9 届出等の縦覧期間

平成26年7月8日から同年11月10日まで

10 意見書の提出期限及び提出先並びに問合せ先

平成26年11月10日

金沢市鞍月1丁目1番地

石川県商工労働部経営支援課

大規模小売店舗の廃止の届出の公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第5項の規定により、次のとおり大規模小売店舗を廃止する旨の届出があった。

平成26年7月8日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

仮称東京ストアー御経塚店

野々市市御経塚第 2 土地区画整理事業第 7 街区 3 、 4 、 5 、 6 、15、16、17、18、第 8 街区 1 、 2 、 3 、 4 、 5 、 6 、 7 、 8 、 9 、10、11、12

2 大規模小売店舗内の廃止前の店舗面積の合計

1,000平方メートル

3 大規模小売店舗内の廃止後の店舗面積の合計

0平方メートル

4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計が1,000平方メートル以下となる日 平成25年3月20日

5 変更する理由

店舗閉鎖のため

監 査 委 員

定期監查結果公表

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第4項の規定に基づき、平成25年度の財務事務に係る監査を実施したので、その結果を次のとおり公表する。

平成26年7月8日

石川県監査委員	Щ	田	憲	昭
同	田	中	博	人
同	安	田	慎	-
同	織	田	静	代

監 査 箇 所 名 監査年月日		監査の対象	監査の結果	
			所管の業務をはじめ、財務に関する	
白山自然保護センター	平成26年6月11日	平成26年1月末日現在	事務の執行は、おおむね適正に処理さ	
			れていると認める。	
手取川水道事務所	II.	平成26年3月末日現在	n,	
安原・高橋川工事事務所	11	"	n .	
県央農林総合事務所	平成26年6月19日	II.	n.	
石川農林総合事務所	平成26年6月23日	"	n .	
県央土木総合事務所	平成26年6月25日	平成26年4月末日現在	II.	

石 川 県 公 報

第12712号

平成26年7月8日(火曜日)

6

(1箇月2,350円送料とも)